

茨城透析医災害対策連絡協議会 会則

第1条〔名称〕

本会は茨城透析医災害対策連絡協議会と称する。

第2条〔目的〕

本会は、茨城県内の大規模災害時の情報収集および提供、事前対策、対応を行うことを目的とする。
本会は茨城人工透析談話会における災害対策の事業を継承し対応する。

第3条〔事業〕

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 透析施設間、公的団体との連絡網の整備
- (2) 大規模災害時の対応についての事前体制の整備
- (3) その他、本会の目的に必要な事業

第4条〔組織〕

本会の組織は次の通りとする。

- (1) 会員は茨城県内で透析に従事する医師で、本事業に賛同する者とする。
- (2) 役員：本会には下記の役員をおく。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 3名以内
 - ③ 顧問 若干名
 - ④ 監事 2名
 - ⑤ 災害透析基幹病院施設代表者

第5条〔運営〕

- (1) 総会を年1回開催する。
- (2) 本会の総会を最高の意思決定機関とする。
- (3) 会長はこの会を代表して会議を統括し、必要な会議を召集する。

第6条〔会計・会費〕

- (1) 本会は茨城県内の透析実施施設からの会費により運営され、会費は、茨城透析談話会会員施設は2,000円/年、非会員施設は5,000円/年とする。
- (2) 会長は収支を翌年度の茨城透析医災害対策連絡協議会総会に報告しなければならない。

第7条〔事務局・連絡先〕

- (1) 事務局は、運営に必要な諸事務を行う。
- (2) 事務局は、会長の下に置く。

第8条

会則の変更は茨城透析医災害対策連絡協議会の議を経て、総会の承認を受けるものとする。

附則

本会則は平成 25 年 11 月 24 日から施行する。

令和 2 年 11 月 29 日一部改定

細則 慶弔規程

本会会員に慶弔のあった場合の慶弔金等は、本規程の定めるところによる。

第 1 条（慶弔金）

1. 施設長会員の死亡 金 5 万円

第 2 条（供花）

1. 遺族等の希望に応じて慶弔金のうち一部を供花に替えることができる。

第 3 条

1. 規程は実情に応じ、協議の上、補足、削除、変更することができる。

附則

本規程は、平成 28 年 11 月 13 日より施行する。

細則 旅費規程

第 1 条（目的）

1. この規程は、役員が職務の遂行に伴い発生する旅費に関し必要な事項を定める。

第 2 条（定義）

1. この規程において、旅費とは交通費、日当、宿泊料とする。

第 3 条（路程の計算）

1. 路程は、現に利用した交通手段に応じて計算する。
2. 前項の路程は合理性及び経済性を考慮しなければならない。

第 4 条（近郊地域の出張）

1. 第 3 条の規程にかかわらず、県内に出張の場合は、別項に定める定額のみを支給する。

別項

県内の出張旅費は、交通費 3,600 円、日当 600 円の定額とする。

附則

本規程は、平成 30 年 11 月 4 日より施行する。